

2011年5月13日

環境社会配慮助言委員会委員長 村山武彦

担当ワーキンググループ主査 佐藤真久

インドネシア国 「ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業準備調査」

(有償資金協力)

スコーピング案に対する助言

#### **助言案検討の経緯**

- ワーキンググループ会合
- 日時：2011年4月25日(月) 14:00~17:00
- 場所：JICA本部(会議室：1階111会議室)
- ワーキンググループ委員：松行委員、松下委員、石田委員、二宮委員、(長谷川委員：メールで参加)、佐藤委員
- 議題：インドネシア国 ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業に係るスコーピング案に対する助言案作成
- 配布資料
  - 1) プロジェクト概要
  - 2) 候補地10箇所詳細
  - 3) 候補地10箇所のスコーピング案
  - 4) 住民移転計画作成方針
  - 5) 住民移転計画委託TOR
- 適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第13回委員会)

- 日時：2011年5月13日(金) 15:30~18:30
- 場所：JICA本部(会議室：2階229会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

## 助言

### 全体

1. 「インドネシア国 ジャカルタ首都圏総合交通計画調査（SITRAMP）」等の上位計画において戦略的環境アセスメント（SEA）が適用されているかどうかを確認すること。
2. 上記上位計画における本事業の位置づけを確認すること。
3. 当該国の交通需要管理政策について、これまでどのような具体的措置が取られてきたかを明示するとともに、その効果について情報収集の上、定性的・定量的に記載をすること。
4. 本事業の必要性、効果、便益をできるかぎり定量的に提示すること。
5. 事業実施により交通渋滞が緩和されることが指摘されているが、交通需要管理政策が不十分であれば、長期的に交通渋滞の拡大や、それに伴う社会的費用の増大も想定される。本事業における短期的な影響のみならず、長期的な影響に対しても配慮を行うよう、今後の課題を抽出し報告書に記載した上で関係機関に働きかけること。とりわけ、供用時の緩和策は、供用後一定の時間経過に伴い新たな交通問題の発生と、それによる大気汚染物質等の増大が懸念されるため、長期的に注意深くモニタリングを実施するよう、関係機関に働きかけること。

### 代替案の検討について

6. 代替案として、アンダーパス（UP）にした場合、フライオーバー（FO）にした場合、まったく作業をしなかった場合の3点に基づいて、各調査対象地区の環境社会影響について比較、考察をすること。比較をする際には、供用後の安全性や、人のモビリティ（コミュニティの分断、通勤・通学、水利用とアクセス、地域コミュニケーション、屋台等の生活空間、歩行者の移動しやすさ等）、についても比較項目として追加をすること。各調査対象地区において、選択した方針の理由づけを明確にすること。

### スコーピング案について

7. 各候補地の温暖化、大気汚染の評価は、共通して「走行速度の上昇、渋滞の緩和により正の影響があるものと考えられる」、としている。これは部分的な渋滞緩和により全体的な交通容量の拡大を図る方策と理解できる。このような事業を通して、局所的な渋滞や大気汚染、アイドリングによる温室効果ガスの排出削減効果は期待できるものの、総量としての温室効果ガスの管理や、モーダルシフトの考え方との整合性に配慮がなされていない。適切な交通需要管理が伴わなければ、負の影響になることも考慮する必要がある。上位計画との整合性を踏まえたうえでの、総量規制の側面に対する配慮や、長期的なモニタリングに関する施策を講じるよう、今後の課題を抽出し報告書に記載した上で関係機関に働きかけること。
8. 道路改善でより誘発される車両台数の増加、物流の増加などからもたらされるマイナスの影響についての考察が欠かせないものと考えられる。よって、大気汚染、温暖化、騒音については「C」評価とし、今後、調査・分析を行うこと。

### 住民移転計画について

9. 住民の日常道路や生活圏などに影響が及ばないように配慮を行うこと。生活道路やコミュニティの分断も起こりうることを想定して、本事業の影響評価を行うこと。ある程度、異なる属性の地域住民に見られる生活区域・移動区域、地域におけるコミュニケーションの場、屋台等の営業、水利用とアクセス、通勤・通学、など、地域における生活、コミュニケーション、移動に関連する人のモビリティへの影響に配慮をすること。

### 工事中の影響について

10. 工事中の渋滞対策について、具体的に検討すること。
11. 安全衛生計画の策定、作業員等に対する安全教育の実施を図ること。
12. 国内の労働法等に基づきながら、送電線・配電にかかるチェックリストの作成や、安全衛生計画の策定を行うこと。

### 汚染対策について

13. 大気汚染、騒音、振動、温室効果ガスに関する抑制対策を、上位計画との整合性を踏まえたうえで、明確にすること。

### 住民協議について

14. ステークホルダー協議（SHM）は、交通需要の増大とさらなる渋滞の可能性についての予測に基づき、正確な情報を利害関係者に提供したうえで、ゼロオプションを含む代替案検討の余地が残されるよう、時期が配慮され、かつ適切な回数が確保される必要がある。については、SHM 開催時期、開催数、開催場所を含む実施スケジュールを作成すること。
15. 関係者との合意形成にかかわる手順について、以下の三点を踏まえること：
  - ① 合意形成に関わる参加者、参加グループの抽出、明確化を図ること
  - ② それぞれの合意形成のプロセス（事業アナウンス、SHM、パブリックコメント）における発表方法、検討方法、意見収集の方法は、本事業で影響を受ける層全てが十全に参加できるように、社会的弱者を排除しないように、ステークホルダーに直接届くように、そのやり方を十分に工夫すること。
  - ③ 移転対象となる住民、プロジェクト実施および供用により影響を受ける商業関係者（店、物売り、ベンダーなど）が合意形成プロセスに十分に参加できるような工夫をこらすこと。

### そのほか

16. 移転住民数が 200 人以下の場合の簡易 LARAP（Land Acquisition and Resettlement Action Plan）と、通常の LARAP の違いについて、明示すること。

以上